

令和 7 年 2 月 21 日

太宰府市教育委員会

教育長 井上 和信 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芳賀 由紀子

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月 25 日付 6 太教文学第 103 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 11 月 26 日付 6 太教文学第 94 号の行政文書部分開示決定において不開示とした支出負担行為書の「金額」、支出命令書の「支出額」「金額」「源泉徴収所得税」「差引支給額」（以下、「金額等」という。）を開示すべきである。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

令和 6 年 11 月 12 日付で審査請求人が行った行政文書開示請求に対し、実施機関が行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした金額等の部分の開示を求める審査請求を行ったものである。

（2）審査請求の経過

① 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 6 年 11 月 12 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条の規定に基づき、「福岡地方裁判所令和 5 年（行ウ）第 17 号怠る事実の違法確認請求事件の被告訴訟代理人を依頼した法律事務所に支払った報償費の支出負担行為兼支出命令書」の行政文書開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。

② 行政文書の部分開示決定

実施機関は、令和 6 年 11 月 26 日付 6 太教文学第 94 号通知において、審査請求人に対し、本件開示請求にかかる行政文書のうち、金額等の部分は情報公開条例第 10 条第 3 号「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして、本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は、令和 6 年 12 月 11 日、6 太教文学第 94 号通知における部分開示決定に対し、金額等の開示を求めるとして、情報公開条例第 13 条の規定に基づき審査

請求を行った。

④ 参加人要求

審査会は、令和7年1月6日、6情個審査第12号通知において、被告訴訟代理人を依頼した法律事務所を本審査請求の参加人とした。参加人は令和7年1月9日付で参加人意見書を提出した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和6年12月11日付の審査請求書、令和7年1月9日付の反論書及び同年1月17日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 審査請求書

実施機関は、金額等が「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であることを理由に、情報公開条例第10条第3号に該当するとして不開示にしたと主張する。しかしながら、金額等は情報公開条例第10条第3号に該当しないものと思料される。

(2) 反論書、口頭意見陳述

本件審査請求の争点は、本件処分で不開示となった金額等の情報の情報公開条例第10条第3号の該当性である。

実施機関は、本件開示請求にかかる行政文書のうち、金額等を開示することは、さきの令和6年10月25日付6太教文学第84号通知における部分開示決定（4 実施機関の主張で後述）に反するものであり、結果として参加人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えたと主張する。しかしながら、本件開示請求にかかる金額等を開示すると、過去の部分開示決定に反するという理由は、情報公開条例第10条各号に該当しないため、開示しない理由とはならない。また、実施機関は本件開示請求にかかる金額等の開示がなぜ参加人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのかについて全く述べていない。

情報公開条例第10条第3号に該当するためには、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であること」（以下、「要件1」という。）と「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（以下、「要件2」という。）の二つの要件を同時に満たす必要がある。

まず、要件1を検討する。情報公開制度運用の手引（令和6年6月。以下、「運用の手引」という。）の第10条第3号解釈3で「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。」と記載されている。これ以上に詳しい記載はないので、この文面だけから判断して、金額等の情報の要件1に該当する可能性は極めて低いと考える。

続いて、要件2を検討する。運用の手引の第10条第3号解釈6で「権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは、当該情報を開示することにより、事業者の信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利を害するおそれがあると認められる情報又は事業者が競争上不利益を被ると認められる情報

であって、自由かつ公正な経済秩序を維持するために、社会通念上秘匿とすることが認められているものをいう。これに該当する情報は、生産技術や営業・販売上に関する情報等である。」と記載されているが、金額等の情報は、「権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」には該当しない。

また、運用の手引の第10条第3号解釈7で「「その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、直接には競争上の不利益を被らないとしても、開示することにより事業者の名誉侵害又は社会的評価の低下につながるおそれのある情報及び営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿とすると必要があると認められる内部事項に属する情報をいい、事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがある情報や、人事、経理・資金調達、経営方針等に関する情報などがこれに該当する。」と記載されているが、金額等の情報は「その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当しない。運用の手引の第10条第3号解釈8では、「この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。」としている。

さらに、日本弁護士連合会が定める弁護士の報酬に関する規定（平成16年会規第68号）第6条では、「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する自己の情報を開示し、及び提供するよう努める」との記載がある。

以上のことから、金額等の情報は情報公開条例第10条第3号に該当しないため、開示を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和6年12月25日付6太教文学第102号の弁明書及び令和7年1月17日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

（1）本件処分の内容

- ① 審査請求人は、実施機関に対して、令和6年9月13日付で「福岡地方裁判所令和5年（行ウ）第17号怠る事実の違法確認請求事件の被告訴訟代理人を依頼した法律事務所と交わした契約書等の書類」の行政文書開示請求を行った。
- ② 実施機関は、開示請求された契約書には第三者に関する情報が含まれることから、情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、参加人に対して、同年9月27日付で行政文書の開示請求にかかる意見照会を行った。また、行政文書の開示等決定にかかる意見書（以下、「第三者意見書」という。）提出までの期間を考慮し、審査請求人に対して、同日行政文書開示等決定期限延長通知書を送付した。
- ③ 参加人は、契約書第2条の着手金額、第3条の成功報酬金額、金額の算定方法については「当事務所の営業に関する重要な情報」であり、「仮にかかる情報が開示された場合、他の法律事務所との競争上、不利になる可能性があります。そのため、情報公開条例第10条第3項に該当する情報であり、開示は認められないものと考えます。」として、実施機関に対して、同年10月10日付で第三者意見書を提出した。

また、参加人は契約書中「署名欄「乙」の代表弁護士の印影は、各代表弁護士の私印であり、銀行の届出印としても使用しているものであるため、公になれば、悪用される可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがあります。」として、印影の簡

所については情報公開条例第 10 条第 2 号に該当する情報である旨を第三者意見書で述べている。

- ④ 実施機関は、参加人から提出された第三者意見書をもとに、契約書には情報公開条例第 10 条第 2 号及び第 3 号に該当する部分が含まれると認め、同年 10 月 25 日付 6 太教文学第 84 号通知において部分開示決定を行い、契約書に記載された着手金、成功報酬及び落着金、その算定方法を記載した部分、印影を不開示とした。
- ⑤ 審査請求人は、実施機関に対して同年 11 月 12 日付で本件開示請求を行った。
- ⑥ 実施機関は、本件開示請求にかかる行政文書には、情報公開条例第 10 条第 3 号に該当する情報が含まれているとして、同年 11 月 26 日付 6 太教文学第 94 号通知において部分開示決定を行い、金額等を不開示とした支出負担行為書及び支出命令書を開示した。

(2) 本件処分理由

地方自治法第 232 条の 3 において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為」を「支出負担行為」としており、その手続きの方法は、太宰府市会計事務規則（平成 10 年規則第 8 号。以下、「会計事務規則」という。）第 43 条で「課長等は、支出負担行為を行う場合には、（中略）支出負担行為決議書にその内容を示す書類を添付して、所管の支出負担行為の決定の権限を有する者の決定を受けなければならない。」としている。

また、支出の方法については、地方自治法第 232 条の 4 で「会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。」とされており、会計事務規則第 45 条で「支出命令者は、支出しようとするときは、予算の細節及び債権者ごとに支出命令書を作成」するとあり、会計事務規則第 49 条で「支出命令者は、支出命令をするときには、併せて支出負担行為の確認に必要な関係書類を会計管理者に送付しなければならない。」と規定している。

本件開示請求にかかる支出負担行為書は、契約書に基づく着手金の支出を行うことを目的に作成したもので、決定に当たっては会計事務規則第 43 条に従い契約書を添付している。

したがって、この支出負担行為書に記載している金額は契約書に記載されている着手金と同額であり、これを開示することはさきの契約書にかかる部分開示決定に反するものであり、結果として参加人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。なお、契約書の部分開示決定について審査請求人は、現時点において何ら異議を唱えていない。

次に本件開示請求にかかる支出命令書については、本件開示請求にかかる支出負担行為書の確認を経て会計管理者へ送付されたものであり、金額及び支出額は支出負担行為書に記載されたものと同額であることから、同じくこれを開示することはさきの契約書にかかる部分開示決定に反するものであり、結果として参加人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。

また、審査請求人が開示を求める「源泉徴収所得税」及び「差引支給額」についても、契約書に記載された着手金を類推することができる情報であることから、開示す

べきでないと考ええるものである。

また、口頭意見陳述において、具体的にどういった意味で「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」に該当するかについて、実施機関としては、他の法律事務所が本件の金額を参考に太宰府市に営業を行う可能性があると考えていると説明した。

5 参加人の主張の要旨

参加人は、令和7年1月9日付の参加人意見書において、次のように主張している。

審査請求人が開示を求めている、支出負担行為書の「金額」、支出命令書の「支出額」「金額」は、いずれも参加人と実施機関との間で締結した訴訟委任契約（令和5年（行ウ）第17号怠る事実の違法確認請求事件）に基づく弁護士報酬（着手金）の金額である。また、支出命令書の「源泉徴収所得税」「差引支給額」は、当該弁護士報酬の金額を推知できる情報である。

当該弁護士報酬は、参加人が内部の報酬基準をもとに、事案の性質や実施機関との関係性等を考慮した上で見積額を提示し、実施機関と合意した金額であり、参加人の営業に関する重要な情報である。

仮にかかる情報が開示された場合、他の法律事務所との競争上、不利になる可能性がある上、他の依頼者との関係でも、当該弁護士報酬を基準に訴訟委任契約の締結を求められる等、交渉上の不利益が生じる可能性がある。

したがって、審査請求人が開示を求める情報は、情報公開条例第10条第3号に該当する情報であり、開示は認められず、本件審査請求は棄却されるべきと思料する。

6 審査会の判断

本件において、審査請求の対象となっている行政文書は、福岡地方裁判所令和5年（行ウ）第17号怠る事実の違法確認請求事件の訴訟代理人を依頼した法律事務所の代表弁護士らに支払った報償費の支出負担行為書及び支出命令書である。審査請求人は、情報公開条例第10条第3号に該当することを理由として不開示となった金額等の開示を求めている。

（1）情報公開条例第10条第3号の該当性

まず、情報公開条例第10条第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに太宰府市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」を、不開示情報として規定している。

その趣旨について運用の手引では、「本号は、市が保有する法人等又は事業を営む個人（以下「事業者」という。）に関する情報を保全することにより、事業活動の自由その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、事業者の不開示情報としての要件を定めたものである」

としている。また、条文の解釈について、「権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは、直接には競争上の不利益を被らないとしても、開示することにより事業者の名誉侵害又は社会的評価の低下につながるおそれのある情報及び営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要があると認められる内部事項に属する情報をいい、事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがある情報や、人事、経理・資金調達、経営方針等に関する情報などがこれに該当するとしている。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、事業者には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、事業者の性格や権利利益の内容、事業活動における当該情報の性質等に応じ、当該事業者の権利の保護の必要性、当該事業者と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があるとし、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとしている。

審査請求人が開示を求めている、支出負担行為書の「金額」、支出命令書の「支出額」「金額」は、福岡地方裁判所令和5年（行ウ）第17号怠る事実の違法確認請求事件の訴訟代理人を依頼した法律事務所の代表弁護士らに支払った弁護士報酬の金額であり、弁護士が行う業務は反復継続して行われる経済活動であるから、当該情報は弁護士の事業活動情報であり、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

次に、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」に該当するかについて検討する。

この点、参加人は令和7年1月9日付の参加人意見書の中で「仮にかかる情報が開示された場合、他の事務所との競争上、不利になる可能性がある上、他の依頼者との関係でも、当該弁護士報酬を基準に訴訟委任契約の締結を求められる等、交渉上の不利益が生じる可能性がある」と述べている。

たしかに、弁護士報酬の額は、平成16年4月1日以降、弁護士報酬基準が廃止され、個々の弁護士が依頼主との協議により自由に報酬額を決めることができるようになった。これによって、各事務所の報酬基準に従って、当該事件の内容すなわち事件の難易、軽重、かかる手間、依頼者の受ける利益、依頼者の資力、依頼者との関係性等の諸般の事情を考慮して、増額又は減額し、弁護士と依頼者との協議の上個別に決めることができるようになった。その意味で、日本弁護士連合会及び各弁護士会が定めた報酬規程にしばられていた時代よりも、各弁護士が事業活動上の方針等を反映して柔軟に報酬額を決めることができるようになったのはたしかであり、その限りで、他の依頼者や他の弁護士に対して、弁護士業務上の内部事項に属する情報として秘匿すべき必要性がないとはいえない。

しかしながら、審査請求人が開示を求めている、支出負担行為書の「金額」、支出命令書の「支出額」「金額」は、太宰府市が、福岡地方裁判所令和5年（行ウ）第17号怠る事実の違法確認請求事件の処理を法律事務所の代表弁護士らに依頼したことにより支払った弁護士報酬の金額である。これは公費の支出に関するものであり、予算の適正な執行という観点から、行政情報の中でも、納税者に対する説明責任から開示が強く要請される公益性の高い情報である。そして、日本弁護士連合会の会則である

報酬規程第3条1項が「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置かなければならない」と規定し、第6条においても「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する自己の情報を開示し、及び提供するよう努める」と規定しており、弁護士が報酬に関する情報をむしろ積極的に公開するよう求めていることから、弁護士報酬に関する情報は公益性の観点から一定程度の開示が予定されているものと考えられ、社会通念上秘匿する必要性がさほど高いものであるとは考えられない。さらに、運用の手引は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」に該当するかについて「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要求している。そして、「仮にかかる情報が開示された場合、他の事務所との競争上、不利になる可能性がある上、他の依頼者との関係でも、当該弁護士報酬を基準に訴訟委任契約の締結を求められる等、交渉上の不利益が生じる可能性がある」という参加人の主張は確率的な可能性はあるものの、以下の理由から、法的保護に値する蓋然性まではないものとする。支出負担行為書の「金額」、支出命令書の「支出額」「金額」といった太宰府市の予算執行の内容、すなわち、太宰府市が支払った弁護士報酬額が公開されたとしても、その報酬額の決定が適正になされている限りにおいては、他の事務所との競争上、不利になることは考えにくく、また、弁護士報酬は、事案ごとに、その事件の難易、軽重、かかる手間、依頼者の受ける利益、依頼者の資力、依頼者との関係性等の諸般の事情を考慮して、増額又は減額し、弁護士と依頼者との協議の上個別に決められるものであり、怠る事実の違法確認請求事件という特殊な行政訴訟において地方公共団体が支払う弁護士報酬の額を他の依頼者がそのまま別の案件にあてはめて金額交渉してくる事態はそうそう起こりえないはずであり、他の依頼者との関係で、当該弁護士報酬を基準に訴訟委任契約の締結を求められる等、交渉上の不利益が生じるとは考えにくい。

また、実施機関が口頭意見陳述で主張した「他の法律事務所が本件の金額を参考に太宰府市に営業を行う可能性がある」という事由も、地方公共団体が支払った弁護士報酬の額が公開されたからといって、すでに信頼関係が構築された顧問弁護士がいることがほとんどで新規参入が困難であることが想定される地方公共団体に対して、公開された当該報酬額を根拠に、弁護士が新規に営業をかけてくることが実際にどれくらい起こりえるのか、そして、仮にそのような営業があった場合に地方公共団体が安易に弁護士を変更するようなことが果たしてあり得るのか疑問であり、確率的な可能性はあるものの、法的保護に値する蓋然性まではないものとする。

よって、実施機関及び参加人が主張する事由は、情報公開条例第10条第3号所定の不開示事由の説明としては不十分であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」か否かについて、そのおそれが法的保護に値する蓋然性まであるものとは認められないから、情報公開条例第10条第3号該当性は否定されるべきである。

(2) まとめ・結論

以上のことから、本件不開示部分の金額等は、情報公開条例第10条第3号に該当せ

ず、開示すべきであると判断した。

7 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和7年1月17日 第1回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和7年2月5日 第2回審査会（審議）